

関西学生体操連盟

諸規則

関西学生体操連盟

Kansai Gymnastics Federation of Students

関西学生体操連盟 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、関西学生体操連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務所を大阪市西区靱本町2-1-4 大阪スポーツマンクラブ内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、加盟大学相互の融和と、広く体操の普及・発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1、西日本学生体操選手権大会の主催
- 1、関西学生体操選手権大会の主催
- 1、関西学生体操新人選手権大会の主催
- 1、体操、新体操に関する講習会、実演会、合同練習会の開催または後援
- 1、その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

第5条 本連盟は、近畿、四国、中国に所在する全日本学生体操連盟加盟大学を持って組織する。

第4章 加盟及び脱退

第6条 全日本学生体操連盟の役員総会の決議によって加盟を認められた大学は、本連盟も同じく加盟するものとする。

第7条 全日本学生体操連盟の役員総会の決議によって脱退を認められた大学は、本連盟も同じく脱退するものとする。

第5章 役員

第8条 本連盟は、下記の役員を置く。

- 1、名誉会長
- 1、名誉顧問
- 1、会長
- 1、副会長
- 1、顧問
- 1、監事

1、委員長

1、副委員長

1、会計

1、会計補佐

1、委員（学生役員）

1、評議委員（加盟大学より体操競技・新体操、男女別キャプテン又はマネージャー）

第9条 会長は、役員総会で推挙する。

会長は、本連盟を代表し、連盟の会務を総理する。

第10条 副会長は、委員会で推挙し、役員総会の決議により会長が委嘱する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第11条 名誉会長、名誉顧問、顧問は、本連盟に功労ありたる各加盟大学関係者中より役員総会にて推薦し、会長がこれを委嘱する。

第12条 監事は、委員会で推挙し、役員総会の決議により会長がこれを委嘱する。

監事は、本連盟の業務及財産を監査する。

第13条 委員長は、委員中より1名互選し、役員総会の決議により会長がこれを委嘱する。

第14条 副委員長は、委員中より1名互選し、役員総会の決議により会長がこれを委嘱する。

第15条 会計は、委員中より1名互選する。

会計は、本連盟の会計業務を管理する。

第16条 会計補佐は、委員中より1名互選する。

会計補佐は、会計を補佐し、会計に事故があるときはその職務を代行する。

第17条 三役は、委員長、副委員長、会計の3名をもって構成し、日常業務を処理する。

第18条 委員中より、前条以外に総務、庶務部長、競技部長、渉外部長、広報部長を互選する。

第19条 加盟大学団体は、学生役員の派遣の義務を負う。

1、全日本学生体操連盟規約第6章第29条に基づき、学生役員を派遣する。

2、派遣された学生が、卒業またはその他の理由により不在となった場合は、その派遣校の責任において補充するものとする。

3、派遣された役員で、事務所に通うことが可能な学生を学生役員と称し、通うことが不可能な学生を準学生役員とする。

学生役員と準学生役員は、委員会において判断、決定する。

第20条 評議員は、各加盟大学より体操競技・新体操、男女別に各1名推薦し、会長がこれを委嘱する。

第21条 会長、副会長の任期は原則として3年とする。

総会によって決議され、3年後の総会の前日をもって満期とする。

第22条 前条以外の役員の任期は、原則として1年とする。

但し、補欠による任期は前任者の残任期間とする。

第23条 全日本学生体操連盟規約第5章第22章より、
本連盟委員長を全日本学生体操連盟代表委員とする。

第6章 役員総会

第24条 役員総会は、本連盟役員をもって構成し、年1回以上、会長が召集する。

第25条 役員総会は、役員半数以上の出席をもって成立する。

但し、代理評議員または委任状による出席も認める。

第26条 役員総会の議事は、出席の過半数をもって決議する。

但し、重要事項については3分の2以上の賛否をもって決議する。

第27条 重要事項は、三役または出席役員過半数により指定される。

第28条 議決権を有する役員は、本規約第5章第8条の役員とする。

第29条 役員総会は、本連盟の最高決議機関として下記の事業を承認及び決議する。

1、事業報告並びに事業計画

1、年度予算並びに決算

1、役員改選

1、加盟及び脱退の承認

1、規約の改正

1、その他、重要な事項

第7章 委員会

第30条 委員会は、委員長の必要の都度これを招集することができ、過半数の出席をもって成立する。

第31条 委員会の議事は、出席者の3分の2以上の賛同を得て決定する。

第32条 委員会は、総会の招集不可なる緊急事項の審議並びに決定執行、その他本規約に定められた
事項

の執行にあたる。

第8章 財務

第33条 本連盟の該当年の経費は、全日本学生体操連盟登録支部還元金及び補助金、
事業によって生じる収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第34条 本連盟の会計年度は、該当年度役員総会に始まり、翌年度役員総会に終わる。

第35条 本連盟の会計を、一般会計と特別会計に分ける。

第36条 一般会計において会計年度の終わりに剰余金のある時は、これを翌年度に繰り越す。

第37条 特別会計の決算後に剰余金のある時は、一般会計に繰り入れる。

第38条 本連盟の決算及び予算は、毎会計年度ごとに三役が作成し、監事の承認を経て役員総会に報告し、その承認を得ることを要する。

第9章 罰則

第39条 役員において、本連盟の目的に違反するものは、委員会の決議によりその資格を失う。

第10章 附則

第40条 本連盟の規約改正は、役員総会において出席役員（委任状も含む）の3分の2以上の賛否をもって決する。

第41条 本連盟が全日本学生体操連盟の支部である限り、全日本学生体操連盟において規約改正が生じた

場合、本規約においても改正する場合もある。

第42条 本規約において解決できない問題が生じた場合は、役員総会において審議し処理、決定する。

第43条 本規約は平成28年4月1日より施行する。

表彰規定

- 第1条 本連盟に功労のあった者の表彰は、次の6賞とする。
- 1、功労賞
 - 1、栄光賞
 - 1、特別賞
 - 1、優秀賞
 - 1、優秀選手賞
 - 1、関西学生体操連盟賞（以下、学連賞）
- ※ 但し、特別な事情のある場合は、顧問会の議を経て、特別な賞を贈ることが出来る。
- 第2条 功労賞は、長年にわたり本連盟の発展と事業に著しく貢献し、功労のあった者に贈る。
- 第3条 栄光賞は、国際競技会及び全日本の競技会において、特に優秀な成績を収め、功績のあった者に贈る。※別紙 表彰基準 参照
- 第4条 特別賞、優秀賞、優秀選手賞は、その年度に優秀な成績を収めた団体、個人に贈る。但し、表彰の基準は別のものとする。※別紙 表彰基準 参照
- 第5条 学連賞は、学連の推薦により、大学4年間で学生体操の発展に貢献した者に贈る。
- 第6条 6賞の受賞者は、顧問会において審議し決定する。
- 第7条 6賞の表彰は関西学生体操新人選手権大会において行う。
- 第8条 本規定は、平成29年4月1日より施行する

役員経費規定

- 第1条 役員経費とは、諸事業に関わる役員の諸経費、交通費、食費、宿泊費、日当をいう。
- 第2条 本連盟規約第5章の役員並びに、大会本部依頼の審判員・補助役員等に該当経費を支給する。
- 第3条 会計は、一般会計及び特別会計、学生役員支援金会計とする。
- 第4条 1. 事務・業務・会議関係
諸事業運営に直接関わる本部役員並びに学生役員の交通費は、一般会計より、実費該当を支給する。
2. 大会・その他事業関係
諸事業の交通費は特別会計より実費支給する。但し、車賃による燃焼費については、10kmにつき200円支給する。
- 第5条 学連業務並びに諸事業における食費に関して朝食、昼食を支給する。
但し、学連員は朝食、昼食、夕食を支給する。
- 第6条 第2条に定める役員が宿泊する場合は、原則として連盟が、宿泊場所を確保しその他の
場合支給とする。
- 第7条 諸業務並びに諸事業における日当は、下記の通りである。
- | | |
|---------------|--------|
| 1. 会長、副会長、審判長 | 3,000円 |
| 2. 大会本部依頼審判 | 2,000円 |
| 3. 学連派遣役員 | 1,500円 |
| 4. 大会本部依頼補助役員 | 1,000円 |
- 第8条 本規約は、平成21年4月1日より施行する。

慶弔見舞規定

第1条 本会の慶弔見舞はこの規定の定めるところにより行う。

第2条 対象者は次のとおりとする。

1. 本連盟規約・第8条の役員本人
2. その他、会長が特に必要と認めた者

第3条 慶弔見舞の内容は、次のとおりとする。

1. 祝儀 国家的規模の表彰・褒賞受賞者
2. 見舞い 病気入院、療養（1ヶ月以上の入院・療養）
3. 不祝儀 ご逝去および顧問会で承認された弔事

第4条 慶弔見舞金額は、下記を原則とする。

項目	内容	金額	備考
祝儀	第3条（1）	20,000円	祝金または供花
見舞い	第3条（2）	10,000円	見舞金
不祝儀	第3条（3）	30,000円~20,000円	弔電・弔慰金・供花

第5条 前条の他についての事案は、その都度会長が定め、顧問会の承認を得るものとする。

第6条 本規定は、平成21年4月1日より施行する。